

# 2023年度環境経営レポート

【対象期間：2023年10月1日～2024年9月30日】

株式会社滑川環境保全

作成日：2024年11月27日

子供達と生物の、  
住みやすい暮らしを目指して...

株式会社滑川環境保全  
〒355-0808 埼玉県北条郡滑川町大字菅田124番地3  
TEL：0493-56-4562 FAX：0493-56-5116

## 1. 登録事業所の概要

### (1) 事業者名及び代表者名

株式会社滑川環境保全

代表取締役 小田 宗清

### (1) 所在地

滑川本社：〒355-0808 埼玉県比企郡滑川町大字菅田124番地3

駐車場：〒355-0808 埼玉県比企郡滑川町大字菅田235番地9

駐車場：〒355-0808 埼玉県比企郡大字福田1856番地4

ときがわ営業所：〒355-0344 埼玉県比企郡都幾川町日影870番地

### (2) 環境保全関係の責任者及び連絡先担当者

環境管理責任者 専務取締役 小田 宗晴

連絡先 TEL 0493-56-4562 FAX 0493-56-5116

E-mail:muneharu.oda@namegawa.ecnet.jp

連絡先担当者 廃棄物管理部 濱野伸幸

連絡先 TEL 0493-56-4562 FAX 0493-56-5116

E-mail:kankyohozen@namegawa.ecnet.jp

URL：<https://namegawa-kankyo.co.jp/>

### (3) 事業内容

- ① 一般廃棄物並びに産業廃棄物の収集運搬業
- ② 一般廃棄物のリサイクル処理業
- ③ 浄化槽・受水槽の保守点検業

## ●許可の範囲

### ■産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物収集・運搬業許可証

| 許可都県市    | 許可番号                | 廃棄物種類              | 許可年月日      | 有効期限       |
|----------|---------------------|--------------------|------------|------------|
| 埼玉県      | (登-12)第171号         | 浄化槽工事業者登録          | 2000/11/11 | 継続         |
| 埼玉県公安委員会 | 4431130018214       | 古物商                | 2007/1/23  | 継続         |
| 埼玉県      | 01106078633         | 産業廃棄物収集運搬業<br>(注1) | 2021/9/16  | 2026/7/22  |
| 栃木県      | 0900078633          | 産業廃棄物収集運搬業<br>(注2) | 2017/12/20 | 2027/12/19 |
| 群馬県      | 1000078633          | 産業廃棄物収集運搬業<br>(注3) | 2022/1/5   | 2027/1/4   |
| 埼玉県      | 埼玉県知事<br>第6-6021号   | 浄化槽保守点検業           | 2019/4/1   | 2029/3/31  |
| 埼玉県      | 埼玉24排第61-6-<br>128号 | 建設物排水管清掃業登<br>録    | 2018/12/7  | 2025/12/6  |
| 滑川町      | 指定第25号              | 下水道指工事店            | 2018/4/1   | 2028/3/31  |
| 滑川町      | 指令滑第30-1号           | 一般廃棄物処理業<br>(注4)   | 2022/4/1   | 2026/3/31  |

|              |                     |                          |                      |           |
|--------------|---------------------|--------------------------|----------------------|-----------|
| 滑川町          | 指令滑第 29-1 号         | 浄化槽清掃業                   | 2021/4/1             | 2025/3/31 |
| ときがわ町        | 指令第 2 号             | 一般廃棄物処理業<br>(注 5)        | 2022/4/1             | 2026/3/31 |
| ときがわ町        | 許可第 1 号             | 浄化槽清掃業                   | 2022/4/1             | 2026/3/31 |
| 東秩父村         | 許可第 30-3 号          | 一般廃棄物処理業<br>(注 6)・浄化槽清掃業 | 2021/4/1             | 2025/3/31 |
| 熊谷市          | 第 403 号             | 一般廃棄物処理業<br>(注 7)        | 2023/10/1            | 2025/9/30 |
| 東松山市         | 東松廃発<br>第 0305028 号 | 一般廃棄物処理業<br>(注 8)        | 2021/4/1             | 2025/3/31 |
| 深谷市          | 第 10 号              | 一般廃棄物処理業<br>(注 9)        | 2022/4/1             | 2026/3/31 |
| 鴻巣市          | 鴻環家許第 1056-1        | 一般廃棄物処理業<br>(注 10)       | 2021/4/1             | 2025/3/31 |
| 埼玉県公安<br>委員会 | 第 431130018214 号    | 古物商許可証                   | 平成 19 年 1<br>月 23 日  | 継続        |
| 埼玉県          | (登-12) 第 171 号      | 浄化槽工事業者登録                | 平成 12 年<br>11 月 11 日 | 継続        |

#### 廃棄物の種類は下記

注 1：燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、・・・以上 13 種類

注 2：汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動物性残さ、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類・・・ 以上 10 種類

注 3：燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類・・・ 以上 10 種類

注 4：可燃ゴミ、不燃ゴミ、資源ゴミ、粗大ゴミ、特定家庭用機器特別管理一般廃棄物、浄化槽汚泥、事業系一般廃棄物

注 5：可燃ゴミ、不燃ゴミ、資源ゴミ、有害ゴミ、家電リサイクル品

注 6：浄化槽汚泥

注 7：一般廃棄物(ごみ)

注 8：一般廃棄物(ごみ)・特定家庭用廃棄物

注 9：事業系一般廃棄物および事業所から発生した資源物

注 10：一般廃棄物収集運搬(特定廃家電の積卸し)

#### ※対象事業の範囲

1. (3) 記載の通りです。参照下さい。

(4) レポートの対象期間及び発行日

期間：2023年10月～2024年9月

発行日：原則として毎年11月に改定発行を計画する。

(5) 事業の規模

| 活動規模   | 単位             | 2021年度<br>(2021.10～<br>2022.9) | 2022年度<br>(2022.10～<br>2023.9) | 2023年度<br>(2023.10～<br>2024.9) |
|--------|----------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| 処理量    | t              | 8,320                          | 5,797                          | 6,787                          |
| 従業員    | 人              | 30                             | 30                             | 31                             |
| 収集運搬車両 | 台              | 25                             | 25                             | 25                             |
| 事業場面積  | m <sup>2</sup> | 678.94                         | 678.94                         | 678.94                         |
| 駐車場面積  | m <sup>2</sup> | 1,930                          | 1,930                          | 1,930                          |
| 売上高    | 百万円            | —                              | 300                            | 317                            |

※事業年度は10月1日～翌年9月30日です。(2024年10月31日現在)

※売上高は全部門の売上高です。

※処理量は産業廃棄物、一般廃棄物及び専ら物を収集運搬した数量です。

※従業員は全従業員です。(2023年10月31日現在では30人です)

※車両は運搬用トラック及び営業用車両を含みます。(令和6年10月31日現在では25台です)

(6) 法人設立年月日

昭和58年5月

資本金： 1,000万円

(7) 施設の状況

事業場面積 : 678.94 m<sup>2</sup>

| 車両の種類   | 車種               | 台数 | 登録    |
|---------|------------------|----|-------|
| 収集・運搬車両 | 塵芥車(3t)          | 13 | 一廃・産廃 |
| 収集・運搬車両 | 平ボディ(2t)         | 4  | 一廃・産廃 |
| 収集・運搬車両 | 脱着装置付コンテナ車(0.3t) | 1  | 一廃・産廃 |
| 収集・運搬車両 | 脱着装置付コンテナ車(4t)   | 2  | 一廃・産廃 |
| 作業車両    | 脱着吸水タンク          | 1  | 一廃・産廃 |
| 収集・運搬車両 | 脱着コンテナ           |    | 一廃・産廃 |
| 作業車両    | 清掃車 積載量(3t)      | 4  | 一廃    |
| 作業車両    | 重機バックホー          | 1  |       |
| 作業車両    | フォークリフト          | 1  |       |
|         |                  |    |       |
|         |                  |    |       |
|         |                  |    |       |
|         |                  |    |       |
|         |                  |    |       |
|         |                  |    |       |

| 排ガスレベル  |                  | 台数 | 割合 (%) |
|---------|------------------|----|--------|
| 全保有車両   |                  | 25 | 100    |
|         | 平成 18 年度排ガス規制適合車 | 1  | 4.0    |
|         | 平成 19 年度排ガス規制適合車 | 1  | 4.0    |
|         | 平成 20 年度排ガス規制適合車 | 2  | 8.0    |
|         | 平成 21 年度排ガス規制適合車 | 2  | 8.0    |
|         | 平成 22 年度排ガス規制適合車 | 2  | 8.0    |
|         | 平成 23 年度排ガス規制適合車 | 4  | 16.0   |
|         | 平成 24 年度排ガス規制適合車 | 2  | 8.0    |
|         | 平成 25 年度排ガス規制適合車 | 2  | 8.0    |
|         | 平成 26 年度排ガス規制適合車 | 1  | 4.0    |
|         | 平成 27 年度排ガス規制適合車 | 3  | 12.0   |
|         | 平成 28 年度排ガス規制適合車 | 3  | 12.0   |
|         | 平成 29 年度排ガス規制適合車 | 2  | 8.0    |
| 燃費低減レベル |                  |    |        |
| 全保有車両   |                  | 25 | 100.0  |
|         | 平成 30 年度燃費基準達成車  | 25 | 100.0  |

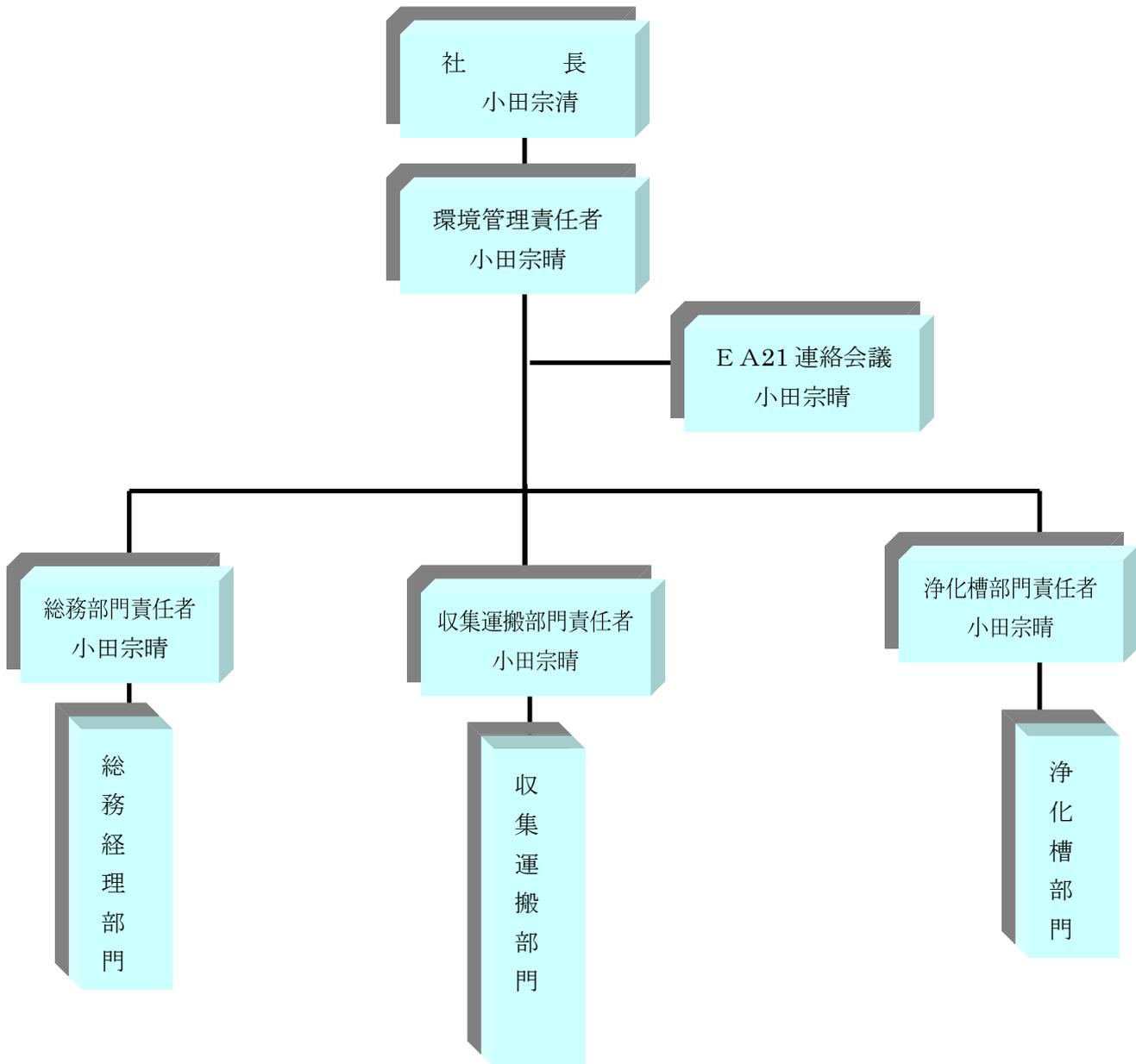
\* 低公害車導入状況

2022 年 9 月 19 日現在

\* 低公害車導入状況はトラックのみを対象としています。

(8) 環境組織図

(株) 滑川環境保全エコアクション21 環境経営組織図



| 役割          | 責任及び権限  |
|-------------|---|
| 代表者         | 1. 環境経営方針の制定・誓約及び従業員への周知<br>2. 環境管理責任者の任命<br>3. 環境経営資源の確保<br>4. 全体の取組状況の評価と見直し並びに指示 |
| 環境管理責任者     | 1. EA21活動全般の構築・運用<br>2. EA21の実施状況を経営者へ報告  |
| 推進事務局       | 1. EA21活動全般の推進  |
| 部門責任者<br>部員 | 1. 自部門の環境経営目標、環境経営実行計画の策定・実施<br>2. 自部門に適用される法的要求事項の順守                               |

## (9) 環境経営方針

当社は、事業を通じ環境保全に配慮して行動することを経営の重要課題の一つとしてとらえ、次の行動指針を定めます。

1. 事業活動に伴う環境負荷を低減し、環境への影響を最小限にとどめるため、次の取組を行います。
  - (1)収集・運搬における二酸化炭素排出の低減・維持
  - (2)営業所(事務室)等における電気、水、紙使用量の低減・維持
  - (3)業務を通して分別の説明し、リサイクル(紙、金属等)に貢献自社の発生する廃棄物の全量リサイクル
  - (4)環境経営方針の基に全員参加で環境経営活動を推進します。
  - (5)顧客満足(安全運転、クレームの再発防止によって)の向上
2. エコアクション21の取組により、環境経営への取組みの継続的な改善(効率改善:原価低減)を図ります。
3. 事業活動において適用される環境法規制等を遵守します。
4. 環境保全関連の行政機関・団体などの環境保全施策に協力すると共に、地域社会における環境保全活動に参画するなど、周辺市民らとのコミュニケーションを図ります。
5. 全ての構成員に環境方針を周知徹底すると共に、環境保全に関する意識を高め、社内における環境保全状況の知識・認識・社会貢献の向上を図ります。
6. 環境経営方針等、必要な情報を開示します。

2020年12月18日

株式会社 滑川環境保全

代表取締役社長 小田 宗清

## (10) 廃棄物収集運搬環境目標とその実績経過

### 1. 環境経営目標の達成状況（実績）

当社は、以下の目標を掲げて廃棄物処理業・環境活動に取り組んできました。

| 項目                           | 年度 | 2019年<br>(基準) | 2021年<br>実績 | 2022年<br>実績 | 2023年<br>目標 | 2023年<br>実績 |
|------------------------------|----|---------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| ①二酸化炭素排出量(t-CO2/収集運搬t)前年1%削減 |    | 0.0519        | 0.0232      | 0.0354      | 0.0508      | 0.0316      |
| ②水の使用量基準年0.5%/年削減(m3)        |    | 448           | 519         | 598         | 444         | 794         |
| ③紙の使用利用維持と全量リサイクル            |    | 維持管理          | 維持管理        | 維持管理        | 維持管理        | 維持管理        |
| ④クレームの削減(件)                  |    | 0             | 0           | 0           | 0           | 0           |

※CO2 排出量は、215,028kg-CO2 である。

CO2 排出係数は、東京電力(株)、2015 年度調整後排出係数：0.500kg-CO2/kwh 使用。

大気汚染物質、水質汚濁物質、騒音等については、関係法令の該当がない。その他適用するその他規制を遵守する。当社における廃棄物収集運搬委託を受ける中で可能な範囲で再生利用を実施しています。収集運搬している廃棄物の種別は、下記のような実績です。2022 年より再度集計精度を改善しました。再利用率は、ほぼ横ばいと考えています。

※産業廃棄物 262ton、一般廃棄物 3,913ton、有価物 1,137ton 合計 6,787ton

コロナ禍の継続で大量の取引が少なくなった関係でコロナ初年度は廃棄物収集運搬対象減少の影響を受けた。2022 年度は、都幾川事業者の拡大にも関わらず電気使用量（LED 化、エアコンの入替効果）起因の二酸化炭素は、減少した。収集運搬物量が爆発的に増加し、回収ルートの設定要因で二酸化炭素排出量を増やさないように心がけた。積載効率を上げて積載量を増やす事が改善課題です。ドライバー同士が創意工夫して、エネルギーの伸びを受託量の増減に対応していると考えられます。

### 2. 今後の環境経営目標と取り組み及び評価

今後は、変化した状況の中で比較可能な基準値を作って分析・解析して明確化したいと考えています。収集運搬総量は、取引先の小口化が進展する傾向にありが効率的配車等で二酸化炭素排出を少しでも減らす努力を継続して行きます。

そこで以下の通り、1 年間の変化した状況の中で低減（又は維持）することを当面の目標とします。収集運搬量は、ピーク時に戻す事を考えています。

適用する関係法令による規制を遵守するとともに苦情発生防止に取り組めます。

他には、上記の目標のほか、次項を追加目標として加えて取り組みます。

管理部門における資源のリサイクル等の推進します。

当社の管理部門においては、コピー用紙等の紙を大量に使用していますが、それらの用紙については、両面コピー、使用済み用紙の再利用、会議資料のペーパーレス化等により、用紙の使用量を大幅に削減させる取り組みを推進維持します。

## 2-1.環境経営目標（中長期）

| No. | 環境経営目標                                   | 2023年実績<br>(基準年) | 2024年度<br>目標値 | 2025年度<br>目標値 | 2026年度<br>目標値 |
|-----|--|------------------|---------------|---------------|---------------|
| 1   | 二酸化炭素排出量<br>(t-CO <sub>2</sub> /収集運搬ton) |                  | 基準年の<br>△0.5% | 基準年の<br>△1.0% | 基準年の<br>△1.5% |
|     |  | 0.0316           | 0.0314        | 0.0313        | 0.0311        |
| 2   | 水の使用量(m3)                                |                  | 基準年の<br>△0.5% | 基準年の<br>△1.0% | 基準年の<br>△1.5% |
|     |  | 794              | 790           | 786           | 782           |
| 3   | コピー用紙使用量の<br>削減                          |                  | 維持管理          | 維持管理          | 維持管理          |
| 4   | クレーム削減                                   | 0                | 0             | 0             | 0             |

### 2-1. 主要な環境経営計画の内容

#### ①収集運搬した廃棄物の再生利用等の維持と向上。

- ・廃棄物をリサイクルできる複数の廃棄物処理業者に継続的処分依頼して安定的にリサイクルする。

※収集運搬工程における環境への負荷の低減の評価

- ・収集運搬の効率を高める取組みをドライバーチームの仕事の進め方を見直し、効率が悪化しないように取組む仕組みを引続き検討する。何等かのドライバーチームを作り相互に連携（コミュニケーションを増やす）して目標を達成したいと考えています。
- ・自分で自ら実践すべき内容を自己チェックで意識付けして顧客満足度を良くして継続して契約して頂けるように日常的に運用管理する。

#### ②二酸化炭素排出量の削減

- ・積載効率を高めるように工夫する。当社は、無駄のない効率の良い収集運搬を目指している。特に、この点に重点を置いていく。この点は今期効果を発揮しました。
- ・不要の照明の消灯及び、こまめにスイッチを入り切りする。
- ・エアコン管理温度の見直し、稼働時間の短縮をする。
- ・エコドライブ運転の推進。
- ・昼休みの消灯する。

- ・エアコンフィルターの清掃する。

※二酸化炭素排出量の削減の評価

少しずつではあるが効果は出てきているので継続し、経過をみる。

③水使用量の削減

- ・手洗い、洗車を工夫して使用量を抑制する。
- ・後は、生活排水なので大幅に削減はできません。

※水使用量の削減の評価

生活排水なので現状よりも上がらない様にして行く。

④コピー用紙使用量の削減

- ・再利用、両面コピーなどにより紙使用量の削減をする。

※コピー用紙使用量の削減の評価

コピーを取る際には確認をしながらコピーのミスを減らしながら、削減を継続していく。

⑤クレーム削減（件数）

各課員に、作業時の注意事項や交通法の厳守等の教育を行い、周知徹底させクレームを発生させない。

※クレーム削減（件数）の評価

現時点ではクレーム件数は0件数を維持している為、今後も0件を維持していく。

## 2-2. 次年度の取り組み内容

(1) 収集運搬した循環資源の再生利用等の実施率の維持。

- ・廃棄物や他の品目でリサイクルできる廃棄物処理業者を随時探し出し（許可条件で引き取り不可になった場合協力業者を紹介して安定的に引き取れるように準備を進める）て、複数の廃棄物処理業者先で安定的にリサイクルする。

(2) 二酸化炭素排出量の削減

- ・不要の照明の消灯及び、こまめにスイッチを入り切りする。
- ・ドライバーのエコドライブの推進と効率的なルート設定の検討と実施を日々実践する。
- ・昼休み消灯する。
- ・効率の良い収集計画を立て、積載効率を改善する。
- ・エアコンフィルターの清掃を実施し、効率を上げる。

(3) 産業廃棄物の削減

- ・本社、事務所から排出する廃棄物を全量リサイクルする。

(4) 排水量の削減

- ・ 本社、事務所からの排水を抑制するように努める。

(5) コピー用紙使用量の削減

- ・ 再利用、両面コピー、などにより紙使用量の前年なみに維持。
- ・ ムダなコピーを取らない工夫をする。

(11) 代表者による全体の評価と見直し・指示

2023年度は二酸化炭素は大幅に削減できました。効率的運用や協力して対策を実践して来た事が成果を導いたと考えます。今後ともエコドライブ等の推進を継続してください。排水量（水使用量）が車両清掃等で大幅に増加に転じました。外部要因が業務の流れや人の密集の問題で今までにない苦勞が伴った形でした。また合わせて従来取引の顧客を維持しつつ、新規を開発し収集運搬量の増加を図る事が次年度の継続課題になります。その中で更にやり繰りして効果的な対策を構築できるように準備する必要があります。この状況は、継続することが想定されています。現状まだ十分でない体制をより安定した状態を構築していきたいと考えています。なお、環境経営方針、環境経営目標、環境経営計画及び実施体制は定期的に適切性を評価しています。

(12) 当社に適用となる環境関連法規などの遵守状況の確認及び評価の結果

| 法規制等の名称  | 要求（主なもの）                                 | 遵法状況 |
|--|--|------|
| (1) 廃棄物処理法   | ・ 許可証の取得<br>・ 委託契約の締結<br>・ マニフェストの運用・保管等 | 遵法   |
| (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別処置法 | ・ 対策地域(埼玉県)<br>・ NOX・PM の排出抑制            | 遵法   |
| (3) 道路交通法  | 過積載の禁止                                   | 遵法   |
| (4) 浄化槽法   | 年1回第11条検査を受ける                            | 遵法   |
| (5) 労働安全衛生法  | 年1回健康診断の実施                               | 遵法   |
| (6) フロン排出抑制法                                       | 簡易点検の実施                                  | 遵法   |
| (7) 埼玉県条例  | アイドリングストップ                               | 遵法   |

適用される主な環境関連法規等の一覧及びこれらの遵守状況を確認した結果、環境関連法規への違反はしておりません。なお、関係当局よりの違反等の指摘は、過去5年間ありません。